一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

下部工工事に求める経験

ａ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）20.0m以上のコンクリート橋脚の新設工事

基礎工工事に求める経験

ｂ）大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した杭長10m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない）

ＰＣ上部工工事に求める経験

ｃ）片持張出し架設工法により架設した最大支間長55m以上あるＰＣ箱桁橋の工事

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

③　各構成員の出資比率は、２者で構成される場合は30％以上、３者で構成される場合は20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

④　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑾　施工計画の内容が著しく不適当でない者及び評価項目に対し全項目において施工計画の提案があり、技術提案書が所定の提案数、枚数を超えていない者。なお、提出に必要な評価項目の詳細は、入札説明書によるものとする。

３　施工技術競争型総合評価方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を求め、技術提案の技術評価点50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行うものであり、契約制限価格の範囲内での入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。

⑵　技術提案及び入札書の提出　申請者は、申請書、確認資料等の提出資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）及び技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。

⑶　技術提案に関する事項　技術提案は、次の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

評価項目㋐～㋓のうち、「１項目でも施工計画の提案がなかった場合」、「１項目でも不適格がある場合」、「技術提案書が所定の枚数を超えている場合」、「技術提案数が所定の提案数を超えている場合」は不適格とする。

また、評価項目㋐～㋓の提案に対する提案の有効性を、評価指標をもとに総合的に評価するものとする。

①　施工計画（施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不適格とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。）

㋐　施工体制

㋑　品質管理

㋒　安全管理

㋓　環境対策

⑷　技術提案の評価項目及び評価基準　技術提案の評価項目及び評価基準は次のとおりとし、技術提案書の枚数は提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み、評価項目㋐～㋓ごとにＡ４片面２枚以内、全体でＡ４版片面８枚以内とし、規定枚数を超えた場合は評価指標の「不適格」とする。

また、評価項目㋑～㋓に関する提案数は、それぞれ最大３提案までとし、所定の提案数を超えている場合は、その評価項目に関するすべての提案は評価指標の「不適格」とする。

提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、評価しないこととする。

以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て評価しない。

【複数提案とみなす例】

技術提案：○○による作業従事者の安全対策
実施方法等：●●を設置する。
　　▲▲を実施する。
　　■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

共通注意事項

※交通保安要員の追加配置と発注者が判断したものは評価しない。

※車線規制に用いる規制材の追加・変更と発注者が判断したものは評価しない。

※技術提案の実施において第三者協議が必要と発注者が判断したものは評価しない。

※技術提案のうち、過度に費用がかかると発注者が判断したものは評価しない。

工事目的物の性能・機能に関する事項

㋐　施工体制

・本工事を適正に実施するための施工体制について期待できる効果を含め記述

※管理担当者（工程管理・品質管理等）の専任配置を行う技術提案については他の提案より優位に評価しない。

㋑　品質管理

・アーチリブの施工精度を高めるために重要と思われる対策について、期待できる効果を含め記述

※コンクリート配合の変更又は添加剤の追加等が伴う材料自体の変更についての技術提案は評価しない。

社会的要請に関する事項

㋒　安全管理

・工事全般に関する安全対策について、期待できる効果を含めて記述

㋓　環境対策

・騒音・振動に関して周辺環境に配慮すべき項目・対策について期待できる効果を含め記述

※遮音機能を持つ構造物の設置についての技術提案は評価しない。